

国民年金からのお知らせ

●問合せ先 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線423・427 市役所本館 1階◎番窓口
久留米年金事務所 ☎33-6206 久留米市諏訪野町2401

平成26年度 国民年金保険料は 1か月15,250円です

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は15,250円です。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付期限は翌月末日です。

保険料の納め方は

●納付書

銀行、郵便局、信用金庫、コンビニエンスストアなどで納めることができます

●口座振替

納め忘れがなく安心・便利・確実です

◎口座振替の申込は

- ①通帳、②通帳届出印、③年金手帳または納付書をお持ちのうえ、金融機関または近くの年金事務所へ申し込んでください。

前納がお得です！

国民年金保険料を前納すると割引があります。

例) 納付書で一年度分を前納すると

年間3,250円の割引！

※口座振替で前納を希望する人は、事前申込が必要です。詳しくはお問い合わせください

保険料の納付に 困ったときは免除等について ご相談ください

●保険料免除制度

本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が一定以下の場合、前年の所得に応じ保険料の全額または一部が免除される制度

●若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・その配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料を後払いできる制度

●学生納付特例制度

前年の所得が118万円以下の学生は、在学期間中の保険料を後払いできる制度

学生納付特例の申請をお忘れなく！

平成25年度中に学生納付特例の承認を受けていた人も、年度が変わると再度申請が必要です。窓口で申請する場合は平成27年4月まで申請できます。

※昨年度申請した人は、3月末に郵送されるはがきで継続申請ができます

●手続き先 国保年金課医療・年金係

●手続きに必要なもの

- ①学生証(コピー可)または在学証明書
②認印(家族等の代理申請の場合)
③国民年金手帳

ご存知ですか？後納制度

過去10年分まで 国民年金保険料が納められます！

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。

●後納制度の申込・納付書の再発行

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル)

☎0570-011-050

※050から始まる電話からは

☎03-6731-2015

後納保険料の納付書の 「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込んだ人で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付が済んでいない人は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった人が、平成26年4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書が発行されますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」または近くの年金事務所に連絡してください。

【ご注意】

平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため、平成26年4月以降は納付できません。